

甲良町ふるさと寄付条例

平成 20 年 9 月 22 日
条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、甲良町を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄付金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄付者の甲良町に対する思いを実現化することにより、多様な人々の参画による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第 2 条 この条例に基づき寄付された寄付金（以下「寄付金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育・文化の推進に関する事業
- (2) 保健・医療・介護・福祉の向上に関する事業
- (3) 産業の振興に関する事業
- (4) 生活環境の向上に関する事業
- (5) 地域自治の充実に関する事業
- (6) その他目的達成のために町長が必要と認める事業

(寄付金の管理運用)

第 3 条 寄付金は、甲良町ふるさと応援基金により管理し、運用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は必要があると認めるときは、寄付金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

(寄付金指定)

第 4 条 寄付者は、寄付金の使途を第 2 条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄付をすることができる。

2 寄付者が寄付金の使途を第 2 条各号に掲げる事業のうちから指定しなかったときは、同条第 6 号の事業の指定があったものとみなす。

(適用除外)

第 5 条 寄付金以外の寄付については、この条例の規定は適用しない。

(運用状況の公表)

第 6 条 町長は、毎年 1 回、この条例の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。